

不正軽油撲滅NEWS

1 H18年2月発行

不正軽油は、
作らない、買わない、使わない

富山県不正軽油防止対策協議会
〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7
富山県経営管理部税務課内
TEL076-444-3178 FAX 076-444-3487

不正軽油撲滅NEWSの発行のごあいさつ

不正軽油は、脱税のみならず、産業廃棄物の不法投棄などをもたらす悪質な犯罪です。

このため、関係団体と行政が一体となって「富山県不正軽油防止対策協議会」を設立し、不正軽油に関する情報交換や普及啓発活動を行っています。

この「不正軽油撲滅NEWS」では、県内外の不正軽油に関する情報を、読者の皆様に紹介していきます。不正軽油の流通をくい止めるためにも、ぜひ、情報をお寄せください。

皆様からの情報が、不正軽油撲滅に繋がります！

「不正軽油撲滅宣言事業所」登録事業のご案内

協議会では、軽油の販売や使用をしていらっしゃる県内事業所を対象に、自ら不正軽油の撲滅宣言をしていただける事業所を募集しています。今回、応募のあった事業所について審査の結果、第一次指定として、2月8日に450事業所を登録しました。

登録いただいた事業所には、登録証を交付するほか、協議会HP(ホームページ)などを通じてPRします。

詳細は、下記のHPをご覧ください。なお、引続き募集を行っています。

「不正軽油撲滅宣言事業所」一覧は、協議会ホームページでご覧になれます。

富山県税務課 HP(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1107/index.html)

軽油引取税 「富山県不正軽油撲滅宣言事業所」登録事業所

パーム油混和燃料の売り込みにご注意を！

近頃、運送・建設業者の皆さんの所に、「軽油よりも安いパーム油(BDF)を使わないか」と売り込んでいる業者があるとの情報が入ってきました。

パーム油の特徴としては、一般に、低温では固まる性質があり、エンジントラブル発生の原因となることもあるようです。このため、不正軽油の関係業者は、パーム油に軽油や重油を混和して販売しますが、このような混和燃料を譲渡(販売)・使用すると、法律上、その全量に対して軽油引取税の納付義務が生じます。不正軽油業者は、たいてい、納品書に「軽油引取税 円」と記載しますが、実際には税が納められていません。したがって、このような燃料を使用した方に、納税義務が生じます。

もし不審な業者が「安い軽油」あるいは「パーム油(BDF)」の売り込みに来た場合は、売り込みのチラシ、パンフレット、関係者の名刺など資料を保管いただき、「軽油 110番」または「総合県税事務所」まで、至急連絡をお願いします。

不正軽油の売り込みがあったとき、
不審なローリー車を見かけたときなどは、

「軽油110番」または
「総合県税事務所」までお電話を！
軽油 110番 076-444-8110
総合県税事務所 076-444-4507